

e - むらづくり計画

平成15年7月

農林水産省

目 次

1 . 背 景

- (1) 農山漁村における情報化の現状 1
- (2) 政府の情報化施策 2
 - 「 e - J a p a n 戦略」
 - 農林水産省の情報化施策

2 . 「 e - むらづくり計画」の目指すもの

- (1) 「 e - むらづくり計画」の基本的考え方 4
- (2) 「 e - むらづくり計画」の構成 5
- (3) 「 e - むらづくり計画」の具体的目標 6
 - 農林漁業関係者が利用しやすい情報利活用システムの整備
 - ITを活用したむらづくりの推進、農山漁村の生活環境の改善
 - ITを活用した都市と農山漁村の共生・対流の促進
 - 農山漁村の特性や情報化のニーズを踏まえた情報通信基盤の整備
 - 農林漁業者等の情報利活用能力(リテラシー)の向上
 - その他

3 . 「 e - むらづくり計画」の推進

- (1) 「 e - むらづくり計画」の推進体制 1 5
 - 農林水産省の推進体制
 - 地方農政局等における推進体制
 - 有識者、専門家、NPO、民間企業等多様な主体の参画
 - 他府省との連携
- (2) 「 e - むらづくり地区計画」の策定 1 6

1. 背景

(1) 農山漁村における情報化の現状

農山漁村地域は、人口密度が都市の50分の1以下と低く事業採算性が低い等、民間事業者による情報通信基盤の整備が期待できない条件不利地域となっている。そのため、都市部と比較して、ケーブルテレビ(以下、「CATV」という。)や高速インターネット基盤等情報通信基盤の整備が大きく遅れている。

また、農林漁業は自然条件に大きく左右されるなど複雑な特質を有していること、農林漁業者も「経験と勘」に大きく依存した経営を行ってきたこと等により、農林漁業の情報化は他分野に比べ遅れており、また、コンテンツやアプリケーションが高価であったり、ニーズに合う情報が提供されていない等の課題もある。

さらに、農山漁村では高齢者の割合が高いが、高齢者に使いやすい機器やシステムの開発、普及が不十分であり、農林漁業者のITの有用性への意識が希薄な面もあることから、全体として情報利活用能力が低くなっている。

このように、農林漁業や農山漁村はIT化による恩恵を十分に活かしきれていないのが現状である。

しかし、その一方で、農山漁村地域は、国民の価値観や生活様式の多様化により、ゆとりや安らぎを与える居住の場、癒しの場としての評価が高まるなど、都市の多様なニーズに応える場として期待されており、農山漁村のIT化はこうした国民のニーズと農村を結ぶ強力なツールとなりつつある。

ITは、農山漁村の子供から高齢者に至る地域住民や、農地、農業用水、親水空間、自然や景観、歴史や文化等の地域資源を活かし、新しい農林漁業・流通・交流などを実現することを可能にする。また、ITの利用を通じて、消費者との直接的なつながりや消費者ニーズに応じた農林漁業を展開することができ、消費者は農山漁村の素晴らしさを知り、市民農園やオーナー制度、下草刈り、遊漁などの農林漁業体験を通じて農林漁業への理解と参画を図ることができる。このように、ITの応用は国民全てが農林漁業と農山漁村の恵みを楽しむとともに、農山漁村を支える社会を実現する可能性を秘めている。

(2) 政府の情報化施策

「 e - J a p a n 戦略 」

政府は、平成12年11月にすべての国民がインターネット等を容易に利用できる社会の実現等を目指す高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を制定し、その後、IT国家戦略として「 e - J a p a n 戦略 」(平成13年1月)、 「 e - J a p a n 重点計画 」(同年3月)、さらに「 e - J a p a n 重点計画-2002 」(平成14年6月)を決定してきた。

「 e - J a p a n 重点計画 」は2001年からの5年間に集中的に実行していく施策をとりまとめたもので、世界最高水準の高速情報通信ネットワークの形成、電子商取引の促進、行政・公共分野の情報化等をはじめ5分野の施策を重点的に進めることとしている。さらに、同計画は2005年度までに3000万世帯が高速インターネットアクセス網に、また1000万世帯が超高速インターネットアクセス網に常時接続可能な環境を整備することとしており、また、「 e - J a p a n 重点計画-2002 」では、過疎地域等の条件不利地域において地方公共団体等が行う地域情報通信基盤の整備については、総務省と農林水産省が支援を行うこととしている。

農林水産省の情報化施策

農林水産省では、昭和30年代より情報化の社会的ニーズやITの発展とともに、農山漁村地域での情報化に取り組んできた。

昭和30年代から40年代は有線放送電話及び同報無線が中心に整備され、有線放送電話は昭和44年度のピーク時には323万端末に達した。昭和50年代からは、農林漁業や農山漁村の活性化を図る観点から、CATVの整備が開始された。さらに、平成9年頃からは、双方向の情報受発信が行える高速インターネット機能を有する高機能型CATVや多様な情報システム等の整備を推進し、平成13年度末現在で、105市町村、約11万世帯（高機能型CATVは36市町村、約7.5万世帯）の整備水準となっている。これらの基盤整備と併せて、農林漁業経営の効率化を図る利活用システム、各種データベース等整備、さらに情報利活用能力の向上にも取り組んできた。

しかしながら、このような対策を講じても都市地域との情報格差は一層広がる傾向にある中、政府において上述のとおりIT基本法を制定し、「 e - J a p a n 戦略 」等を決定するなど、本格的に情報化への取り組みを開始したことを受け、農林水産

省においても、平成13年4月に「21世紀における農林水産分野のIT戦略」を公表し、以下の内容を打ち出した。

- ・ 情報の電子化の推進や情報利活用システムの充実等共通基盤の開発・普及を重点的に推進。
- ・ 民間主導では整備が進みにくい地域において、関係府省との連携を図りつつ、地域の実情に即した多様な手法によりITインフラの整備を推進。
- ・ 認定農業者等に対する高度情報処理能力(経営分析等)の習得への支援及び継続的なサポート体制の構築、情報化指導人材の確保・育成、高齢者への配慮等を推進。

今回の「e-むらづくり計画」は、こうした政府の「e-Japan戦略」、「農林水産分野のIT戦略」等を受けて、

情報化に積極的に取り組むモデル的な地域において、「e-むらづくり地区計画」の策定と情報通信基盤の整備を重点的に支援

高速インターネットを駆使した農林漁業振興、農山漁村振興を農林水産省の各種ソフト施策で総合的に支援

消費者や都市住民と直接触れ合う戦略的な農林漁業の展開

等を、関係府省との連携も含め、農林水産省のIT施策の有機的なつながりの下で効果的に実施することを目指すものである。

2. 「e - むらづくり計画」の目指すもの

(1) 「e - むらづくり計画」の基本的考え方

農林漁業では、農林水産物の生産性を高め、流通コストを削減するとともに、効率的な農林漁業経営の促進（経営の多角化、新たな市場開拓等）が求められている。また、国民の「食」に対する信頼の回復も喫緊の課題である。

農山漁村では、近年の急激な社会構造の変化の中で、農林漁業就業者数の減少と混住化が進んでおり、さらに、高齢化・過疎化の進展等により活力が低下しつつある。また、国民の価値観や生活様式の多様化により、農山漁村は食料供給の役割のみではなく、都市の多様なニーズに応える場として期待されている。

これらの課題や期待等に応じていくためには、地域の個性やニーズに応じて、情報利活用システムの充実、情報通信基盤の整備、情報利活用能力の向上を行うとともに、IT関連技術開発等を総合的かつ計画的に進めることで、農林漁業経営の効率化、農山漁村の振興、都市と農山漁村との共生・対流に資するものとする。特に、民間事業者による情報通信基盤の整備が期待できない条件不利地域に対する施策やむらづくりとしての先導的な取り組みを中心に支援を行っていく。

「e - むらづくり計画」の推進にあたっては、農林漁業者のみではなく、地域住民、有識者、NPO等の多様な主体の参画を図ること、既存施設等を有効利用するなど効率性を高めること、IT化による新たな可能性を追求していくこと、他府省及び関係団体等と積極的に連携を図ること等を行うものとし、その目標を以下のとおりとする。

情報利活用システムの整備

- ・平成16年度までにパソコンやインターネットを農林漁業経営に使っている農林漁業者の割合を40%に引上げる。

情報通信基盤の整備

- ・「e - Japan重点計画」に位置付けられた施策に基づき、平成17年度までに農林水産省補助事業による高速インターネットサービスにアクセス可能な世帯数を12万世帯に引上げる。（H13年度末時点、約7.5万世帯）
- ・農林漁業者のインターネット利用率と全国世帯普及率との格差を縮小する。

情報利活用能力の向上

- ・情報化指導人材を平成16年度までに1万人育成する。

(2) 「e - むらづくり計画」の構成

「e - むらづくり計画」は、農林水産省が策定する基本方針と、市町村等が策定する「e - むらづくり地区計画」で構成されるものとする。一般的に「e - むらづくり計画」という場合には、前者の農林水産省が策定する基本方針を指すものとする。

「e - むらづくり計画」は、農山漁村振興に資する情報化施策の基本方針となるもので、農林水産省の各局庁は、「むらづくり」を支援する情報化施策についてはこの「e - むらづくり計画」に基づき、取り組むものとする。

各市町村等（複数市町村、一部事務組合、広域連合を含む。）は、必要に応じて、農山漁村の情報化に関する基本計画として、「e - むらづくり地区計画」を策定するものとする。「地区計画」は、「e - むらづくり計画」の趣旨を踏まえ、地域のニーズに応じた適切な情報化施策を位置付けるものとする。農林水産省は、各市町村等が定める「地区計画」に位置付けられた施策に対し、国が行う施策として可能な範囲で支援を行うものとする。

(Box - 1)

「e - むらづくり地区計画」とは

「e - むらづくり地区計画」とは、市町村等が、農山漁村の情報化施策を計画的、効果的かつ迅速に進めるための基本計画として策定するものである。

地区計画には、むらづくりにおける課題や期待に応ずるために必要な情報化について、情報化の目標、具体的取り組み、推進体制等について定めるものとする。また、地区計画はその行政エリア全体の情報化の計画または構想を踏まえたものとする。

市町村等による地区計画の策定に当たっては、都道府県、農林水産省（地方農政局含む）等の指導・助言等を受けることができるものとし、具体的には以下の事業による対応が可能である。

○農村振興基本計画作成事業

地域住民をはじめ多様な主体の参画や合意形成による個性ある農村の振興を図るため、おおむね10年先を見通した農村振興基本計画を作成する際に、国が食料・農業・農村基本計画を実効あるものとする観点から計画策定費を補助する。農村振興基本計画は、農山漁村の情報化に関する計画を含む広い概念の地域振興計画であるが、情報化を積極的に進める自治体においては農村振興基本計画で重点的に記述することで、「e - むらづくり」の実現を目指すことができる。

○農村振興支援総合対策事業のうち 農村振興支援事業

住民参加による地域づくりや施設の整備・利活用について、人材育成、利活用計画作成、さらには都市との交流のためのネットワークづくりといった課題に対しソフト経費を支援するもの。有識者を含めた住民ワークショップの開催や構想づくり・推進体制づくりを通じた「e - むらづくり地区計画」の策定とモデル地区形成を支援する。

(3) 「e - むらづくり計画」の具体的目標

農林漁業関係者が利用しやすい情報利活用システムの整備

[生産者にメリットのあるシステムの整備]

食品や農林水産物に対する消費者の信頼を高め、安心して消費できるようにするために、生産者の紹介、栽培方法・品質等の情報を提供するシステムの導入を推進する一方で、そうした情報発信には手間もコストもかかることから、生産者にもメリットがある仕組み、すなわち、消費者と生産者との直接のつながりにより信頼が醸成され、消費者が安全・安心で高品質な農林水産物を求める運動につながるシステムの構築を目指す。

これまで、農林漁業者が生産、経営等を行う上で必要な気象、病虫害、市況、集出荷等の情報利活用システム、経営等の分析システム、作業記録作成支援システム等の整備を行い、情報化による生産、経営等の効率化を進めてきた。また、普及員、農林漁業関係団体等が、農林漁業者に助言・指導を行うために有効な情報利活用システムの整備も実施してきた。今後とも、意欲のある経営体を支援し、生産管理の効率化、地産地消等の企業的農林漁業経営展開等のために、効率的・効果的な整備を行うとともに、システムの高度化を図るものとする。

また、消費者の農林水産物に関する評価をはじめとした意見やニーズ等が、直接、生産者に届き、それらが生産等に反映でき、生産者の努力が十分に報われるシステムや、いつでもどこでも利用できる（ユビキタスな）携帯電話等の携帯端末を用いた利活用システムについても民間での技術開発の状況を踏まえつつ、積極的な導入を図る。

[地理情報システム等の整備]

農地及び森林に関する地理情報システム（以下「GIS」という。）は、「農林水産省地理情報システム（GIS）実施計画2002 - 2005」に基づき、計画的な整備が進められ、農地、森林の土地管理、効率的な林業経営や農地等の担い手への集積、耕作放棄の防止、施設管理等における活用が一部で始まっている。しかしながら、整備率の向上、農地と森林の連携、データの逐次更新等、自治体等が行う地理情報の整備に対する積極的な支援が引き続き必要である。

さらに、今後は、農地及び森林GISに、自然環境、伝統文化、地域資源等、農山漁村の持つ多様な情報を積極的に加え、都市との共生・対流の一層の推進に努める必要がある。

(Box - 2)

「日本水土図鑑GIS」を活用した美しい農村の魅力発信
地域資源に関する総合的な地理情報システムの整備

地域全体の地理情報



写真や関連情報などの都市
住民が求める農山漁村の
様々な情報が表示される。

地区詳細



特産品情報

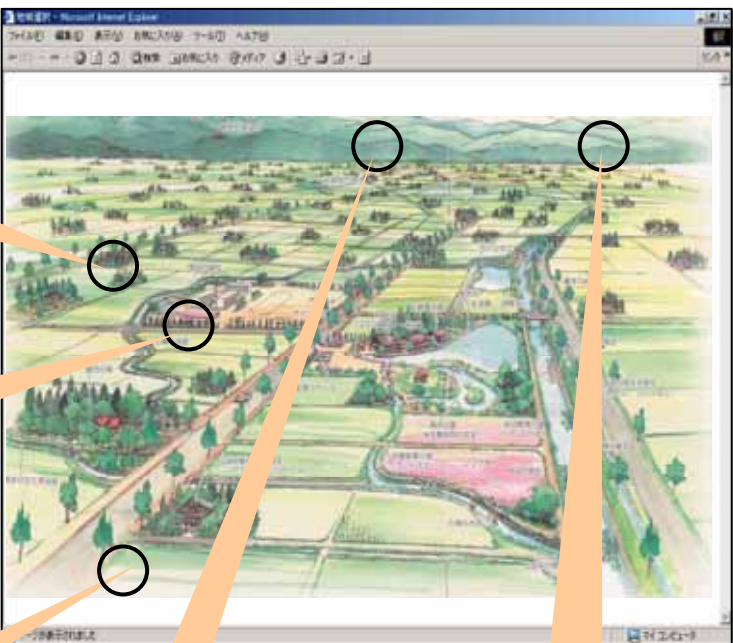


祭祀情報



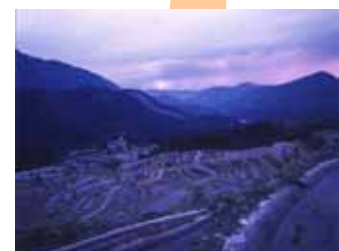
体験農園情報

参加するには...
費用: 円



森林ボランティア情報

募集要項
月 日 時



棚田風景情報

[農林漁業に係るデータベースシステムの整備]

豊かで住み良いむらづくりを推進する上で役立つ、農林漁業に係る統計情報や研究・技術情報についてデータベース化を行い、幅広い層が利用できるようにすることが必要であり、引き続き、データベースの整備・蓄積を進めていく。

ITを活用したむらづくりの推進、農山漁村の生活環境の改善

[むらづくりの視点に立ったITの活用]

ITを活用したむらづくりは、農林漁業者、農山漁村住民をはじめ多様な主体が参画して議論を深め、推進しなければならない。その上で、空間的移動の補完・代替、保健、医療、教育等でITを活用した農林漁業の振興や農山漁村の生活環境の改善を図っていくことが重要である。また、移動通信を利用し、いつでもどこでも必要な情報の受発信ができ、安心して農林漁業に従事するシステムや、IT人材の確保、地域の雇用創出に貢献するテレワークセンター等の情報拠点のさらなる整備も必要である。さらに市町村合併や農山漁村の新たなコミュニティ形成の支援に活用する。

また、空間的な広がりがあり、都市と比べて疎な居住空間である農山村においては、住民間の日常的な情報交換に長距離の移動などの手間を要する。よって、農山漁村の情報化の進展により、地域内のコミュニケーションの機会を増やし、住民間の情報交換を活発にすることが期待できる。すなわち、地域でのグループ活動を活性化する等の効果が期待でき、レベルの高い住民参加によるむらづくりのツールとして非常に有効であるため、こうした活用も積極的に推進する。

[農山漁村の生活環境の向上を図るためのITの活用]

農山漁村では、高齢化が進行しているとともに、町村役場や集落住民との情報交換の場、耕作地や農業用施設などが離れている場合が多く、かつ移動手段が限られるため、重要な情報を入手するのに多大な時間を要している。このため、ITの活用がこうした移動の代替や補完になれば、時間的・経費的ロスが軽減され、農山漁村の不便さが改善される。さらに、高齢者等の身体機能の低下した人々の外出に伴うリスクも低減することができる。

また、農山漁村では医療機関も少なく、あっても遠方にあることが多い。医療・保健機関と高齢者宅を情報システムでつなぎ、健康相談、健康管理、遠隔医療等を実施可能にすれば、移動に伴うコストを低減し、高齢者の安全・安心を高めるとともに、

老人医療費、介護費用等の軽減につながることを期待できる。

さらに、ITを活用することで、他地域の大学等の高度な教育を受けること（e-ラーニングなど）、過疎地の小中学校と他の小中学校のテレビ会議を通じた交流、複式学級をとっている学校同士をつなぐことにより教育機会の増加や充実が可能となる。

ITを活用した都市と農山漁村の共生・対流の促進

[農山漁村から都市への情報発信の強化]

都市と農山漁村の交流を進めるためには、相互の情報の受発信を行い、相互理解を深めることが重要である。都市から農山漁村には多くの情報が流入しているが、農山漁村から都市への情報発信はまだ少なく、都市と農山漁村の交流の拡大を妨げる要因の一つとなっている。しかしながら、農山漁村には、特産物、自然、文化、伝統等都市住民が求める魅力ある地域資源に関する多数の情報が存在する。まず、これらの情報を積極的に都市へ発信していくことが重要であり、そこから様々な交流が起こり、将来的には人が都市と農山漁村を気軽に往来したり、さらにはデュアルライフ（都市と農山漁村の二重生活）を実現させることにつながる。こうしたことから、ITを都市と農山漁村の共生・対流を国民的な運動として推進するための強力なツールとして活用していく。

すでに平成15年3月には、全国段階で「都市と農山漁村の共生・対流ポータルサイト」が立ち上がり、また、地方公共団体、各種団体、NPO、個人等ではホームページやメーリングリスト等による農山漁村情報の発信が行われてきているが、今後は、ポータルサイトの充実による都市側への情報提供を強化するため、全国団体において、茅葺き農家等グリーン・ツーリズムに関する多彩な情報のデータベースの整備・充実や検索機能、リンクの強化を図るとともに、各種団体等においては、これと連動しつつ、コンテンツの充実やこれらの情報へのアクセスを容易にするリンク集の作成、地域の情報通信拠点の整備等を進めることが重要である。（Box-3参照）

また、都市に発信する情報には、都市住民が欲する情報のみではなく、森林の有する地球温暖化防止効果、国土保全等の農林漁業の公益的機能、里地・里山・棚田等の保全を通じた農山漁村の価値等、農山漁村として都市に伝えたい情報も提供していく。

[農山漁村の魅力を感じさせる情報のデジタル・アーカイブ化]

都市住民も農山漁村の魅力を感じることができる農山漁村の豊かな地域資源、歴史

や伝統に根ざした文化、伝統産業等の情報コンテンツの整備が不可欠であり、また、こうしたデジタル・アーカイブを活用した都市への情報発信を積極的に行う。デジタル・アーカイブは、過疎化・高齢化の進展によりこれらが喪失しないよう文化資源の保存と共有化という効果も有する。

これまで、地域によっては独自にデジタル・アーカイブ化に取り組んでいるところもあり、今後はこうしたむらづくりに貢献するデジタル・アーカイブの構築を支援し、また、情報の共有化、システムの汎用化を図る。(Box - 4 参照)

(Box - 3)

農山漁村でゆとりとやすらぎを
都市と農山漁村の共生・対流 ポータルサイトの立ち上げ (<http://www.kyosei-tairyu.jp/>)

- 都市と農山漁村の共生・対流に関する副大臣プロジェクトチームの提言を踏まえ「都市と農山漁村の共生・対流 関連団体連絡会」が、H15年3月標記ホームページ(ポータルサイト)を開設。
- 本ホームページの積極的な活用や、民間を主体として、企業、NPO、公共団体等多くの主体が参画する国民運動推進組織の活動により、都市と農山漁村を双方向で行き交う新しいライフスタイルの国民への普及・啓発を目指している。

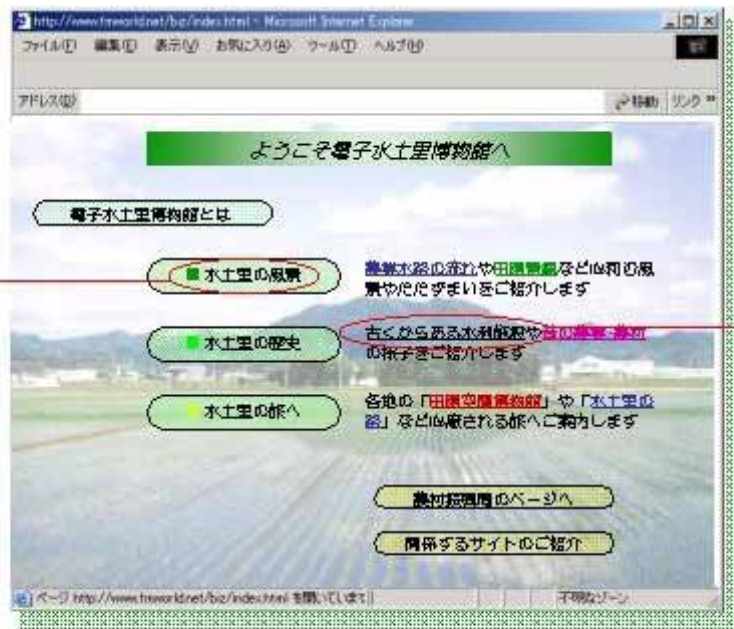


(Box - 4)

デジタル・アーカイブ「電子水土里博物館(仮称)」構想

ITを活用して、農業・農村に関する各種情報の収集・整理・提供が
効率的に行える仕組みの構築

- 農村振興局では、農業農村整備に関連する伝統的な土地改良施設の写真や歴史など多くの国民が興味を持って触れることのできる情報について、ポータルサイトの設置を検討中。
- 都道府県、市町村、関係団体が類似・関連するサイトを相互にリンクさせることにより、有機的・相乗的に情報の増幅を図り、それらの情報に国民が自由にアクセスできるような仕組みの構築を目指している。



農山漁村の特性や情報化のニーズを踏まえた情報通信基盤の整備

[条件不利地域における情報通信基盤整備の推進]

社会全体としては、高速情報通信基盤の整備が進展してきているが、前述のとおり、採算性の低い農山漁村においては、民間事業者による情報通信基盤整備が進まない条件不利地域がなお多く存在している。この現状を踏まえ、「e-Japan戦略」、「e-Japan重点計画-2002」に位置付けられている高速・超高速インターネットの地理的格差（デジタル・デバイド）の是正を行うとともに、農林漁業及び農山漁村の振興を図るため、総合的なむらづくりの視点にたち、地域のニーズに応じた情報通信基盤整備を引き続き推進する。

また、携帯電話は、国民の2人に1人が所有するまでに普及してきているが、今なお、中山間地域を中心に不感地域が多く存在する。農林漁業の場合、野外での作業が多いこと、また、農林漁業とその他の職業を兼業している場合が多く、常にその作業に従事しているわけではないこと、さらに、都市との共生・対流を進めるためにも、携帯電話やそれに代わる携帯端末を利用できる環境が不可欠である。そこで、中山間地域や離島をはじめとする携帯電話の不感地域の解消について、他省庁と連携を図る。

[効率的な情報通信基盤整備]

情報通信基盤の整備にあたっては、有線放送電話、CATVケーブル等の既施設を有効活用するなど、整備のコスト低下及びサービス提供開始までの期間短縮等を図っていくものとする。また、疎な空間である農山村にあっては、無線を積極的に活用して行く。

さらに、提供するサービスの充実・多様化、情報コンテンツの制作コスト低減など情報通信ネットワークの拡大によるメリットを享受できるよう、他府省や民間事業者と連携しつつ、整備した情報通信ネットワークを外部のネットワークと接続し、ネットワークの広域化の実現を目指す。

農林漁業者等の情報利活用能力（リテラシー）の向上

[農林漁業者の情報利活用能力の向上]

農山漁村において、情報利活用システム（アプリケーション等）や情報通信基盤の整備を行っても、それらを十分に使いこなさなければ、効率的な農林漁業経営や

農山漁村の振興を図ることができない。また、農林水産物に対する消費者の信頼を確保していくためには、農林漁業者自身が消費者に対して、「食」の安全・安心情報を発信していくことが重要である。さらに、農山漁村では高齢者の割合が高く、これまでIT機器に慣れ親しんだ人が少ないため、何らかの施策を行わなければ情報利活用能力の向上は望めない状況にある。

そこで、農林漁業者にITを活用することのメリットについて情報提供を行い、IT利活用の有用性の理解や関心を高めるとともに、講習会や研修会を積極的に開催し、情報発信のできる農林漁業者の育成に引き続き取り組む。さらに、情報化指導人材を平成16年度までに1万人育成するために、普及員や農協職員等に対する能力開発を進めることが効果的である。

[IT教育]

農山漁村のIT化を継続的に進めていくためには、将来の担い手である児童・生徒のIT教育が重要である。さらに、児童・生徒のIT教育は、親世代のIT教育につながり、広く農山漁村の情報利活用の能力向上に寄与する。

農山漁村におけるIT教育の推進について、人材派遣、教材提供等他府省と連携を図りつつ積極的な取り組み方向を検討する。

[使いやすいIT機器の開発]

高齢者等はIT機器・アプリケーション等の利用に慣れておらず情報弱者となっている。このため、使いやすいIT機器・アプリケーションの開発も重要であり、これらの開発・普及に対する支援を行う。

その他

[新たな情報技術の実用化]

農林漁業者の高齢化が進むとともに、効率的な農林漁業経営が求められる中で、情報システムやネットワーク等に加えて、ほ場や作業現場などにおいても情報の受発信がいつでもどこでも可能な（ユビキタスな）環境やITを活用したロボット技術など新たな農林漁業機械・施設等の技術開発及び普及、さらには次世代型の農林漁業の推進が期待される。

ITを活用した農業機械等の開発にあたって、生産性が高く良質な農林水産物を生産できること、農山漁村では女性や高齢者が増加していること等に配慮して、担

い手が利用しやすいロボットの開発・整備が必要である。さらに、民間活力を有効に活用する方策も検討する。

ITを駆使したロボット、環境モニタリング等調査研究がなされ、実用化されてきているが、引き続き次世代の農林漁業を推進するため、農業用ハウスの遠隔環境制御・監視システム、畜舎の自動播餌システム、生育度に応じた施肥管理システム、漁業活動を支援する漁業情報システム等の農林漁業の省力化、生産管理の高度化、資源の有効利用等農林漁業経営の革新を可能とする開発・整備について、試験研究独立行政法人や民間での技術開発を利用しながら積極的に取り組む。

[多様な主体との連携]

情報通信基盤や情報利活用システムは、行政や農林漁業者のみならず、広く一般の利用者にも利用されるものであり、農山漁村の情報化にかかる構想や計画の策定、施策の実施、サポート体制等は地方公共団体のみではなく、NPO、関係機関・団体、民間企業、学識者、地域コミュニティー等多様な主体が相互に連携して推進することが望まれる。情報化の施策の分野としては、農林漁業者や農山漁村の住民へのIT利活用の指導、情報コンテンツやデータベースの整備等が期待される。このような地域の取り組みに対し、試験研究独立行政法人、NPO、民間機関等との連携を図る。

3. 「e - むらづくり計画」の推進

(1) 「e - むらづくり計画」の推進体制

農林水産省の推進体制

「e - むらづくり計画」は、生産、経営、流通、基盤整備、技術開発、統計等多岐分野にわたることから、農林水産本省内で各局庁横断的な組織を設置して、省一体となって積極的に取り組んでいく必要がある。このため、新基本法農政推進本部IT戦略部会の下に設置されている、本省課長級による「農山漁村におけるIT推進チーム」を「e - むらづくり計画」の推進を図る組織として位置付け、引き続き活用していくものとする。

本チームは、地方公共団体が策定する地区計画（案）に関して、助言・指導等を行うとともに、農山漁村におけるIT化の進捗状況の把握、各種施策・取り組みへの支援策の検討、IT化の事例収集・情報発信等に取り組むものとする。

地方農政局等における推進体制

より地域に密着した農山漁村のIT化を推進するために、各地方農政局、沖縄総合事務局及び都道府県で、「e - むらづくり計画」を推進するための組織を設置することができるものとする。この組織には、地方農政局、都道府県の農林水産の担当部局を含むものとし、地区計画（案）に対する助言・指導等を行うとともに、地区レベルでのIT化支援等について検討・推進していく。この際、各地方農政局のブロック単位での組織は、既存の情報化関係組織の設置状況、地域のニーズ等に応じて決定するものとする。

有識者、専門家、NPO、民間企業等多様な主体の参画

IT分野は専門性が高く、技術進歩が非常に早い。また、ITを利活用している分野は社会全体にひろがり、利用者も急増している。このように、IT利活用はさまざまな分野で不可欠なものとなりつつある中で、「e - むらづくり」の推進のためには、農林水産省、都道府県のみではなく、IT専門家（学識者、民間事業者等）、むらづくり関係学識者、地域の情報化に取り組んでいるNPO、地域コミュニティー等多様な主体の参画が必要である。

そのため、各地方農政局のブロック単位や都道府県単位で、多様な主体の参画する議論の場を設け、幅広い視点から「e - むらづくり」を進めることが重要である。

この際、既存の組織や枠組み等があればそれを活用し、行政に対する提言や助言を行う組織として、また、農山漁村に対しては、IT化を政策面・技術面からサポートする場としての活用を積極的に進める。

他府省との連携

「e - むらづくり計画」を推進するにあたり、地域が必要とする施策の中には、農林水産省のみではなく、他府省の施策と連携をとる必要があるものがある。この場合、他府省と連携するよう積極的に働きかけ、連絡調整会議の設置、連携施策、共同事業等の実施を行うものとする。

(2) 「e - むらづくり地区計画」の策定

「e - むらづくり計画」は、現在取り組まれている農林漁業・農山漁村の情報化に関するハード・ソフトの各種施策を、関係府省との連携も含め、有機的なつながりを持たせて効果的に実施するため、農林水産省が策定するIT施策の柱として位置付けられるものである。

本計画を受け、総合的な計画の下で情報化に積極的に取り組もうとする市町村等(複数市町村、一部事務組合、広域連合を含む。)は、農山漁村の情報化に関する基本計画として「e - むらづくり地区計画」を策定する。「地区計画」の策定を通じ、各市町村等はITを活用した農林漁業や農山漁村の将来像を明確にすることが可能であり、その将来像を実現するために必要な複数の農林水産省事業等を有機的に組み合わせることとで、地域の実情に合わせた最適な情報化を行うことが可能となる。

農林水産省は、こうした市町村の取り組みに対し、ハード・ソフトの各種施策で重点的に支援を行うことにより、農山漁村の情報化モデル先進地区をつくり、その成果を全国に波及させることを目指す。

こうした、「e - むらづくり計画」及び「e - むらづくり地区計画」の推進により、

ITを活用した効率的な農林漁業の展開

生活環境の向上等による農山漁村の活性化

都市と農山漁村の共生・対流の促進

等を図り、国民に開かれた魅力ある農山漁村の実現を図る。

(Box - 5)

「e - むらづくり地区計画」を支援する農林水産省の主要施策

農林水産統計情報総合データベース

農林水産省ホームページから「農林水産統計情報総合データベース」への計画的なデータ蓄積を実施し、国民誰もが利用できるよう提供。

○農業経営IT活用支援推進事業

改良普及員や農業関係者等のIT指導人材としての育成、農業者等のIT活用レベルに応じたITの実践的利用支援等を通じた農業者等の情報利活用能力の向上、地域農業改良普及センター等の電子化の推進による農業経営に有用なデジタル・コンテンツ等の充実及び経営の高度化に向けた農業分野へのデータマイニング手法(大量に蓄積されるデータを解析し、その中に潜む項目間の相関関係やパターンなどを探し出す手法)等のIT導入の円滑化を図るためのシステム及び研究開発の推進等を一体的に推進。

○経営支援情報化施設整備事業

ITを活用した効率的な企業的経営の展開等を推進するため、地域情報化の中核となる高度情報化拠点施設や先進的なITを活用した遠隔環境制御・監視システム等の導入・整備を推進。

新グリーン・ツーリズム総合整備事業のうち グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業

全国の子供農林漁業体験受入地域情報や茅葺き農家等多彩なデータベースの整備や関係機関が所有する各種農山漁村情報の統合検索システム等を備えたポータルサイトの作成により都市部等での情報提供を充実強化。

○農村振興支援総合対策事業のうち 情報基盤整備事業*

農村地域において、農業を中心とした地域情報の集積・共有・利活用による農業の高度化、農村の活性化、農村集落機能の再編・強化及び市町村合併後の新たなむらづくり支援等を推進するため、CATVインターネット等の高度情報基盤施設を整備。

○農村振興支援総合対策事業のうち 農村振興地理情報システム整備事業

様々な地理情報をデータベースとして一元化するとともに、農業、地域資源、防災等多様な農村情報の整備を進め、農家や広く地域住民が利活用できるシステムをモデル的に構築。

水産業振興総合対策事業のうち 漁港漁村活性化対策事業

漁港・漁場・漁村において、漁業活動の支援、生活の質の向上、都市漁村交流の推進に必要な情報を高度利用し、地域の活性化を図るため、CATV等の情報基盤施設を整備。

：「農業経営IT活用支援推進事業」「経営支援情報化施設整備事業」「農村振興地理情報システム整備事業」は「e - J a p a n 重点計画 - 2 0 0 2」に位置付けられた事業である。

*：情報基盤整備事業は「e - J a p a n 重点計画 - 2 0 0 2」を推進するための事業であり、事業実施期間はH15年度～H19年度である。

